



# ★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。



## 1. 令和8年度監督指導方針 申告は原則すべて受理 (2026/05/18)

厚生労働省が令和8年度、労働者などからの申告を原則全件受理していく方針で臨むことが、本紙の情報公開請求により分かった。労働基準関係法令に違反しないことが明白な場合を除いてすべて受け付ける。労働者による使用者への未払い賃金請求などの「請求行為」は申告の前提条件ではないため、要求は厳に慎むこととした。改正労働安全衛生法の施行により4月から可能になった個人事業主などによる申告は、要件を満たす場合受理していく。労働者からの申告は6年に2万5000件を越えるなど、近年増加傾向にある。

## 2. 外国人雇用管理 不法就労防止を徹底 (2026/06/01)

厚生労働省は、労働施策総合推進法に基づく外国人労働者雇用管理改善指針の改正案を労働政策審議会職業安定分科会に示し、了承を得た。改正案では不法就労防止の観点から、在留資格外就労をさせた場合や、外国人雇用状況届出の未届・虚偽内容の届出があった場合に入管難民法や労推法の罰則が適用され得ることを明記した。事業主の講ずべき措置として、雇用する外国人労働者とその家族への日本語学習機会の提供など、日本語学習支援に努めることも盛り込んだ。

## 3. 不法就労助長を欠格事由に (2026/06/08)

出入国在留管理庁は不法滞在者の撲滅に向け、不法就労助長罪を各業法の欠格事由に加えることを関係省庁に提案していく方針を明かした。入管庁が5月22日に公表した「不法滞在者ゼロプラン」の強力推進パッケージに盛り込んだもので、法改正が必要になる。不法就労助長罪は現在、労働者派遣事業と有料職業紹介事業の欠格事由とされている。同パッケージでは、昨年5月公表の同プランのさらなる推進に向け、重点的に取り組むべき事項を掲げた。新規施策として「摘発の強化」を加えている。

## 4. 非正規男性・フルタイム 再雇用世代で31万超に (2026/06/08)

再雇用世代の所定内給与が30万円を突破 令和7年賃金構造基本統計調査の雇用形態別集計によると、フルタイムで働く非正社員・男性の60～64歳の所定内給与は31.1万円だった。前年結果と比べて4.1%増加し、伸び率は2年連続で4%を超えている。短時間労働者については、非正社員・女性の時間給が勤続年数0年13266円、1～2年1355円、5～9年1427円となっている。0年と1～2年の差は8円から29円に広がった。

# ★ストレスチェックの義務化★

2028年4月より50人以下の事業所でも義務に

ストレスチェックとは、労働者が自身のストレス状態を把握し、メンタルヘルス不調を未然に防ぐための簡単な検査です。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた従業員数50人未満の企業にもストレスチェックの実施が義務化され、この施行日が2028年4月と決定しました。

- ・ **実施の目的:**メンタルヘルスの不調を未然に防ぐこと(一次予防)です。
- ・ **対象者:**正社員だけでなく、契約期間が1年以上ある有期雇用者や、所定労働時間が通常の4分の3以上のパートタイマーも含まれます。
- ・ **結果の取り扱い:**結果は必ず実施者(医師や保健師など)から本人に直接通知されます。本人の同意がない限り、会社が個人の回答や点数を知ることは法律で禁止されています。
- ・ **高ストレス者への対応:**高ストレスと判定され、本人が希望した場合は「医師による面接指導」を実施する義務があります。
- ・ **集団分析と職場改善:**部署ごとのストレス傾向を分析することは推奨(努力義務)されています。



以上が実施のポイントですが、また近くなりましたら具体的な事例も出てきます。

2年後に施工されることを頭に入れておきましょう。

ストレスチェック等についてお気軽にお問い合わせ下さい。

ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

## ★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第175回

花見・歓迎会は残業ですか？

Q、当社には会社の行事である花見や歓送迎会などの飲み会を活発に行っています。ある社員に強制参加を促すと、「残業」になると言われたのですが本当ですか？

A、勤務時間外に行なわれる会社の歓送迎会などの飲み会に参加を強制する場合は残業代(勤務時間外手当)を支払う必要があります。

通常、社員は労働契約によって、会社の指示・命令に従い労務を提供する義務を負っていますが、契約時間の範囲を超えて拘束することはできないためです。



そのため、いくら懇親の場の飲み会であっても、会社が業務の範囲を超えて指示・命令をするのであれば、必然的に労務の対価としての賃金を支払う義務も負うこととなります。ご参考ください。

## ★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

梅雨入りしましたね。どんどん梅雨の時期が早まっているのを感じます。またおなじみのジメジメムシムシの時期が始まりますね。今年は長雨でしょうか？

それとも空梅雨でしょうか？いずれにしても体調管理に気をつけましょう。

さて、労働保険年度往診は申告完了しました。後は順次完了通知を上がり次第お届けします。次は算定基礎届です。またまた皆様ご協力をおねがいします。

・ ・ 発行・制作 ・ ・ ・



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城 3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>